

## 常勤の理事に対する報酬等の支給の基準に関する規程

平成24年5月15日  
第177回理事会決定

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本道路協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第26条の規定に基づき、常勤の理事に対する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「公益認定法」という。）第5条第13号の規定による報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支払)

第2条 いかなる報酬等も、この規程に基づかず理事会に対して支払い又は支給してはならない。

2 本協会業務に基づいて生じた実費の弁償は、報酬等には含まれない。

### (報酬等の範囲)

第3条 本協会は、役員に対して報酬等を支給しない。ただし、常勤の理事（以下「常勤理事」という。）に対しては報酬及び退職手当を支給する。

### (常勤理事に対する報酬等の基準)

第4条 常勤理事に対する報酬の月額は、次の各号により算定される額の合計額とする。

#### (1) 本俸相当額

国家公務員の俸給に準じることとし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号、以下「給与法」という。）第6条第11項の規定による指定職俸給俸における1号俸の俸給月額に相当する額

#### (2) 地域手当相当額

国家公務員の地域手当算定方法を参考に、前号の額に給与法第11条の3第2項第1号で規定された割合を乗じて得た額に相当する額

#### (3) 期末特別手当相当額

国家公務員の期末特別手当算定方法を参考に、前2号の額に給与法第19条の8の規定により算定された額を12で除した額に相当する額

## (常勤理事に対する退職手当の基準)

第5条 常勤理事に対する退職手当の額は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)を参考に、次項により算定された退職手当基本額とする。この場合において会長が必要と認めたときは退職手当基本額に0.0から2.0の範囲内で理事会の定める率を乗じて得た額を退職手当の額とすることができる。

- 2 退職手当基本額は、次項に規定する退職手当基礎月額に当該常勤理事の在職月数を乗じて得た額とする。
- 3 退職手当基礎月額は、退職の日における当該常勤理事の報酬の月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。

## (常勤理事に対する報酬等の支給)

第6条 本協会は、毎月1回、原則としてその月の16日に、現金または振込みにより、報酬月額を常勤理事に支給する。

- 2 報酬月額は、新たに常勤理事となったとき、離職した常勤理事が即日常勤理事になったとき、離職したとき、死亡したとき及びその月中途で常勤理事になったときは給与法第9条の2の規定を参考に支給する。
- 3 本協会は、常勤理事が離職する場合、退職手当を支給する。

## (公表)

第7条 本協会は、この規程を、公益認定法第20条第1項に規定された報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。